

# 農業委員会総会議事録

(令和5年8月8日開催分)

熊本市農業委員会

## 熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和5年8月8日(火) 午後3時00分

場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所議会棟2階予算決算委員会室

### 農業委員24名

1番 谷口 憲治	2番 小佐井 亮祐	3番 西田 廣行
4番 上田 定信	5番 木村 憲正	6番 田中 敏郎
7番 林田 智博	8番 杉本 守	9番 田上 正富
10番 東 哲治	11番 牧野 正治	12番 網田 稔
13番 三原 勉	14番 木下 三智也	15番 赤木 英雄
16番 福原 幸一	17番 眞鍋 宣孝	18番 田上 泰則
19番 磯田 修一	20番 宮本 淳一	21番 堀 恭子
22番 西富 大二郎	23番 福嶋 徳行	24番 徳永 芳也

午後3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会の出席は、農業委員総数24名全員出席でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは会長、ご挨拶をお願いいたします。

会長 皆さんこんにちは。

本日は、ご多用の中、農業委員会総会に出席いただき誠にありがとうございます。

台風が接近しており、皆様ご心配のことと思います。できる限りの対策を行っていただき、被害が最小限で済むことを祈るばかりでございます。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農地利用集積計画などが主な議案となっております。総会の審議がスムーズに進行できますよう、皆様のご協力をお願い申し上げ、ご挨拶といたします。よろしく申し上げます。

事務局                    ありがとうございました。  
                              総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり議事の進行を行うこととなっております。  
                              それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議    長                それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者、総会書記を指名いたします。本日の議事録署名者には、9番の田上正富委員と10番の東哲治委員を、書記に事務局の古閑慎吾主任主事を指名いたします。よろしくお願いいたします。

                              本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から第8号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願までの8件ですが、議案書の修正がございます。事務局より説明をお願いします。

事務局                    それでは、議案書の修正をお願いいたします。  
                              目次の第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、件数30件となっておりますが、取下げのため件数29件でお願いいたします。それから、同じ目次、合計が162件となっておりますが、これを161件でお願いいたします。

                              それから9ページ、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請の6番、取下げのため斜線で消していただきますようお願いいたします。

                              以上でございます。

議    長                初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請22件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

                              それでは、1番、お願いします。

22番 西富大二郎委員

                              22番委員、西富です。

                              1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

                              1番は、経営拡張するための所有権移転に伴う申請です。譲受人は、現在サツマイモを作付されている兼業農家で、申請地にはサツマイモを作付される計画です。

以上1件、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとのことでございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 長 ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、2番。

#### 9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

2番から4番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は、叔父への贈与による所有権移転の申請です。譲受人は、キャベツ、ハウレンソウなどを栽培される農家で、申請地には、キャベツ、ハウレンソウを作付される計画です。

3番は、子の妻への贈与による所有権移転の申請です。譲受人は、もち米、トマト、メロンを栽培される農家で、申請地には、引き続きもち米、トマト、メロンを作付される計画です。

4番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、水稻を栽培される兼業農家で、申請地にも水稻を作付される計画です。

以上3件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 長 ただいま2番から4番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、5番。

#### 8番 杉本守委員

8番委員、杉本です。

5番から7番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

5番は、孫へ贈与するため所有権を移転される申請です。譲受人は、ミカンを栽培される兼業農家で、申請地におきましては引き続きミカンを栽培されます。

6番は、後継者へ贈与するため所有権を移転される申請です。譲受人は、ミカンを栽培されている専業農家で、申請地では引き続きミカンを栽培されます。

7番は、経営拡張のため所有権を移転される申請です。譲受人は、ミカンを栽培されている専業農家で、申請地にもミカンを栽培される計画です。

以上3件、先日の地区委員会において検討した結果、いずれの申請も農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま5番から7番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、8番。

7番 林田智博委員

7番委員、林田です。

8番から10番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

8番と9番は関連で、共有者への持分贈与による所有権移転の申請です。譲受人は、水稻及びトマトを栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

10番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稻及び麦を栽培されている農地所有適格法人で、申請地には水稻及び麦を作付される計画です。

以上3件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であると

の協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま8番から10番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、11番。

## 21番 堀恭子委員

21番委員、堀でございます。

11番から14番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

11番と12番及び14番は、新規就農のための使用貸借権設定の申請です。借受人は、地区委員会に出席いただき、営農計画等について聞き取り調査を行っております。借受人は、これまで実家の農業を手伝っていたということですが、本格的に農業を始めるにあたり、昨年4月から今年の6月末まで、地元農家で約1年間の研修を行っております。申請地では許可後、ニンニクを作付される計画で、出荷先は田崎市場内の青果会社を予定されています。地区委員会におきましては、新規就農について何ら問題ないものとも判断いたしております。

13番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、大根、キャベツなどの露地野菜を栽培される兼業農家で、許可後は大根を作付される予定です。

以上4件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま11番から14番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、15番。

11番 牧野正治委員

11番委員、牧野です。

15番から22番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

15番は、自家消費野菜のための栽培のための所有権移転の申請であります。譲受人は、今回の申請地において柿、栗、露地野菜を既に栽培されてきた専業農家で、許可後も、柿、栗、露地野菜を作付される予定であります。

16番と17番は関連です。新規就農のための賃貸借権設定の申請であります。先日の地区委員会に出席いただき、営農計画等について聞き取り調査を行っております。なお、農地所有適格法人として営農されているとのことで、農地所有適格法人としての要件につきましては、添付資料に農地法に規定する各要件に適合しており、問題はないものと判断しております。許可後は、キュウリ、ナスを作付される予定で、今回の新規就農についても何ら問題ないものと判断いたしました。

18番は、経営拡張のための所有権移転の申請であります。譲受人は、水稻、牧草を栽培される専業農家で、申請地には、許可後、水稻を作付される予定であります。

19番は、経営拡張のための所有権移転の申請であります。譲受人は、栗、露地野菜などを栽培される兼業農家で、許可後、栗を作付される予定であります。

20番は、甥へ贈与のための所有権移転の申請であります。譲受人は、露地野菜を栽培される兼業農家で、申請地には許可後、露地野菜を作付される予定であります。

21番は、従兄弟へ贈与のための所有権移転の申請であります。譲受人は、水稻、露地野菜を栽培される兼業農家で、申請地には、許可後、水稻を作付される予定であります。

22番は、経営拡張のため所有権移転の申請であります。譲受人は、飼料米を栽培される専業農家で、申請地には、許可後、露地野菜を作付される予定であります。

以上8件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当なものとして協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長

ただいま15番から22番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、第2号議案、事業計画変更承認申請1件でございます。  
地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、協議状況のご報告をお願いします。  
それでは、1番、お願いします。

17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、コンビニエンスストアの経営等の事業を営む法人が、賃借権の設定によるコンビニエンスストアへの転用許可申請で、令和5年6月14日に許可になったものですが、賃借権の設定者である貸人が、事業計画区域の農地の一部を引き続き農地として利用したい旨の申出があったことから、当初の事業面積を縮小する事業計画変更承認申請されたものです。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、代替地も検討されましたが、ほかに適地がなく、申請地を選定されました。

土地利用計画は、当初の総事業面積3,679.82㎡、転用面積2,192㎡のうち430㎡を農地として引き続き利用されるため、総事業面積3,250.98㎡、転用面積を1,762㎡に縮小し、コンビニエンスストア1棟、駐車場36台分及び緑地スペースとして整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事につきましては、当初の計画どおり令和6年1月31日完了予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。開発行為の変更許可申請が必要となりますが、開発指導課へ相談されており、関係機関との協議が終わり次第、申請されるとのことです。資力・信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

また、今回の事業計画変更に伴いまして、転用面積の変更は必要となることから、本申請と同時に農地法第5条の許可申請が提出されております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立



地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしており、事業計画変更は妥当との協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり承認することに決定いたします。続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請2件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。それでは、1番。

#### 18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、貸駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。申請人も同地区内に居住されております。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積973㎡にトラック等、工事車両20台分の貸駐車場の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。ただ、申請地は既に貸駐車場として利用されており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。

以上1件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
次は、2番。

14番 木下三智也委員

14番委員、木下です。

2番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は、貸駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置されるものに該当すると判断しました。

土地利用計画は、転用面積382㎡に近隣の運送事業者への貸駐車場として13台分を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。ただ、申請地は以前より貸駐車場として使用されており、今回の申請にあたって、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。なお、今回の申請については、開発指導課より開発許可不要である旨の回答を得ております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請29件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。  
それでは、1番、お願いします。

22番 西富大二郎委員

22番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、使用貸借権を設定して農業用倉庫及び農業用駐車場へ一部転用する転用許可申請です。農地区分は、農用区域内にある農地ですが、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において、指定された用途に供するために行われるものに該当し、農業振興地域整備計画の変更により、農業用倉庫及び駐車場への用途区分の変更の決定通知を確認いたしております。代替地の検討をされておりますが、公道に面した農地の中で、自宅に近くかつ周辺農地に影響を与えることが少ないとのことから、申請地を選定されたとのことでした。

土地利用計画につきましては、事業面積750㎡に109.22㎡の農業用倉庫を建て、穀物乾燥機やもみすり機を収納し、その他農機具置場、積み込み作業スペース、トラックや自家用車の駐車スペースとして使用する計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和6年3月31日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。開発許可は不要ですが、水路に係る車両の進入口については、土木センターとの協議中とのことでした。資力・信用等、転用行為の現実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、2番。

17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

2番から4番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は、第2号議案の1番でご承認いただきました事業計画変更承

認申請と同時に申請されたもので、コンビニエンス・ストアの経営等の事業を営む法人が賃借権の設定を行い、コンビニエンス・ストアに転用するための転用許可申請です。事業内容等につきまして第2号議案の1番でご説明したとおりでございます。

3番は、新車中古車販売等を営む個人事業主が賃借権を設定して、駐車場へ転用する転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断いたしました。代替地の検討をされておりますが、現在の店舗の近隣で、申請地以外に適当な土地がなく、この地で計画をされたとのことでした。

土地利用計画につきましては、転用面積2,151㎡に中古車の駐車場として普通車43台、トラック4台分及び通路を整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和5年12月20日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。なお、申請地は申請日時点で、長らく農地の管理がなされておらず、樹木が繁茂している状況でしたが、申請後速やかに樹木の採伐がなされたことを確認しております。また、農地を管理してこなかったことを反省するとともに、今後はこのようなことがないよう注意する旨の始末書が添付されております。

4番は、使用貸借権を設定し、個人住宅へ転用する許可申請です。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内的の農地で、上下水管の2種が埋設されている道路の沿道の区域にあって、申請地からおおむね500m以内に2つの医療機関がある第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、転用面積351.71㎡に個人住宅1棟及び駐車場を整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は、令和6年2月25日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ開発許可事前審査回答済みとのことでした。資力・信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長

ただいま2番から4番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
次は、5番。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

5番から12番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、「第2種農地」と判断されます。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積315㎡に個人住宅1棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、事前審査回答済みで許可の見込みがあるものと判断します。工事期間は、令和5年12月20日までを予定されており、許可後は、速やかに着手されることを確認いたしております。

6番は、取下げです。

7番は、所有権移転による個人住宅及び公衆用道路への転用許可申請です。農地区区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、「第2種農地」と判断されます。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地3筆、合わせて転用面積218.89㎡に個人住宅1棟の建築と公衆用道路部分として利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、令和6年12月31日までを予定されており、許可後は、速やかに着手されることを確認いたしております。

8番、9番は関連で、所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区区分は、10ha未満の広がりのない生産性

の低い農地で、「第2種農地」と判断されます。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地2筆、総転用面積1,556㎡と他地目を合わせた総事業面積2,573.45㎡に、建築条件付売買予定地として10区画を造成されるほか、開発道路などを整備し利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、事前審査回答済みで許可の見込みがあるものと判断します。工事期間は、令和8年3月31日までを予定されており、許可後は、速やかに着手されることを確認いたしております。

10番、11番は関連で、所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある区域内の農地で、「第1種農地」と判断されます。「第1種農地」は原則不許可ですが、集落に接続して住宅を建築するものであり、不許可の例外に該当するものと判断します。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地2筆、合わせて総転用面積1,097㎡に建築条件付売買予定地4区画を造成されるほか、開発道路を整備し利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、事前審査回答済みで許可の見込みがあるものと判断します。工事期間は、令和6年4月30日までを予定されており、許可後は、速やかに着手されることを確認いたしております。

12番は、所有権移転による貸資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、「第2種農地」と判断されます。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積633㎡を夫が経営する法人に、砂利や足場材などの土木資材置場として貸し付ける計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は、令和5年10月31日までを予定されており、許可後は、速やかに着手されることを確認

いたしております。

以上7件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま5番から12番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、13番。

#### 8番 杉本守委員

8番委員、杉本です。

13番から15番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

13番は、使用貸借権を設定し農業用倉庫へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、周辺で代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、父親が所有する申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地2筆、合わせて478㎡に農業用倉庫1棟を建築するほか、通路、駐車スペースなどとして利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金は融資と、一部を自己資金によって賄われる計画で、融資証明書及び預金残高により確認しております。排水は、隣接する水路に放流される計画となっておりますが、水路管理者が土地改良区ということで、当該土地改良区からの同意を得ております。申請地に隣接する農地はなく、事業内容から周辺農地への影響はないものと思われます。工事は令和5年11月20日完了予定で、許可後、速やかに着手されることと確認しております。

14番と15番は関連で、ノリ養殖加工業を営む個人が、所有権を移転し、資材置場及び駐車場へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定にあたっては、既存の資材置場が加工場から離れており、業務の効率が悪いことから、近隣で農地以外の土

地も含め検討されましたが、ほかに適当な土地がなく、加工場に隣接する申請地を選定されたということです。

土地利用計画は、申請地3筆、合わせて321㎡をノリ養殖用の資材置場及び3台分の駐車場などとして利用される計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金は全額を自己資金で賄われる計画で、残高証明により確認しております。排水計画に問題はなく、事業内容から周辺農地への影響もないものと判断いたします。工事は令和5年12月1日完了予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。なお、申請地3筆のうち一筆については既に転用されており、今後このようなことがないよう十分注意する旨の始末書が提出されております。

以上3件、先日の地区委員会での現地調査を行い検討した結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま13番から15番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、16番。

#### 18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

16番、17番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

16番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積406㎡に個人住宅、木造平屋建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課



へ事前審査の申請中とのこと。工事期間は令和6年8月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

17番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積499㎡に個人住宅、木造平屋建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのこと。工事期間は令和6年9月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

以上2件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長           ただいま16番、17番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、18番。

#### 5番 木村憲正委員

5番委員、木村です。

18番から20番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

18番から19番は関連で、宅地建物取引を営む法人が、所有権移転による建売住宅及び公衆用道路への転用許可申請です。農地区分は、おおむね10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請

は、不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当するとの判断にしました。土地選定に当たっては、周辺農地以外の土地も含めて代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、他地目含む総事業面積2,239.95㎡に建売住宅9区画及び公衆用道路を整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの事前審査回答書写しの添付がされております。工事期間は令和7年12月31日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認しております。なお、さきの地区委員会において転用の確実性に異議があったため、検討した結果、継続審議とするものとなりました。

20番は、個人が所有権を移転し、貸資材置場及び貸駐車場に転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性が低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、譲受人が経営する会社が申請地に隣接しており、業務拡大による貸資材置場及び従業員のための貸駐車場に最適なため、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地636㎡に大型車両置場、従業員駐車場及びステンレス製品置場を設置し、譲受人が経営する法人への貸し付ける計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。工事は令和5年12月20日完了予定で、許可後、速やかに着手されること確認しております。なお、事業計画について確認する必要があるため、地区委員会にて検討した結果、継続審議とするものとなりました。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い、継続審議とするとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長           ただいま18番から20番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、18番から20番については継続審議いたします。

次は、21番。

### 3番 西田廣行委員

3番委員、西田です。

21番から27番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

21番は不動産売買業を行う法人が、所有権移転し建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。代替地については、周辺で農地以外の土地も含め代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、他地目含む総事業面積667.68㎡に建築条件付売買予定地3区画を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課の事前審査の回答書写しの添付がされております。工事期間は令和6年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

22番は、通信総合設備業を営む法人が使用貸借権設定による工事用の仮設駐車場、仮設通路及び資材置場への一時転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものに該当すると判断されます。また、代替地については、周辺で農地以外の土地も含め代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、貸借人は近隣地区の熊本市発注の下水道工事を行っており、申請地に残土砕石置場、駐車場、通路として利用する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接地への被害防除について問題ありません。工事期間は令和5年9月30日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認しております。なお、一時転用期間は令和6年4月末までの予定で、期間終了後は農地に戻す旨の確約書の提出がなされております。

23番は、不動産売買業を行う法人が所有権移転し貸駐車場として提供するための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広が

りのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地については、周辺での農地以外の土地も含め代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、駐車場として整備し貸し付ける計画で、妥当な面積と判断されます。排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事期間は令和5年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

24番は、不動産売買業を行う法人が所有権移転し建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。代替地については、周辺での農地以外の土地も含め代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に建築条件付売買予定地4区画を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除も問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの事前審査の回答書写しの添付がされております。工事期間は令和7年9月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

25番から27番は関連で、障害者支援事業などを営む法人が、所有権移転し、障害者総合支援法に定める障害福祉サービス事業を実施するためのグループホーム及び短期入所施設への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は土地収用法第3条第23号の社会福祉事業の用に供する施設に転用目的とするものであり、不許可の例外規定である土地収用法、その他の法律による土地を収用し、または使用することができる事業に該当するものと判断しております。土地選定に当たっては、周辺での農地以外の土地も含め代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、他地目含む総事業面積1,808.73㎡にグループホーム1棟、建築面積268.3㎡、職員駐車場12台、大型用駐車場も整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、開発指導課からの事前審査の回答書写しの添付がされております。工事期間は令和6年12月31日までの予定で、許

可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上7件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま21番から27番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、28番。

#### 21番 堀恭子委員

21番委員、堀でございます。

28番から30番について、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

28番と29番は、隣接する農地で、それぞれが所有権を移転し個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、申請地からおおむね300m以内に熊本西環状道路の出入口があることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、28番と29番ともに申請地278㎡に28番が木造2階建て住宅1棟、29番が木造平屋建て住宅1棟を建築される計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、給排水計画等には問題はなく、周囲の状況から周辺農地への影響もないものと思われまふ。開発許可が必要になりますが、事前審査回答済みで許可の見込みもあるものと判断いたします。工事は28番と29番ともに令和6年12月25日完了予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

30番は、太陽光発電事業等を営む法人が地上権を設定し太陽光発電設備に転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、代替地として近隣で農地以外の土地など検討されましたが、日照、事業規模などからほかに条件に合う土地がなく、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地1筆の2,023㎡に太陽光パネル192枚発電容量49.5kwの太陽光発電設備を計画されており、転用面

積は適正なものと判断いたします。資金計画等に問題はなく、添付書類として、電力会社からの系統連携に関わる契約の案内及び経済産業省の認定書の写しなど必要書類もそろっております。排水計画は、基本的に、自然地下浸透処理ですが、現地調査時においても、特に排水については、被害防除対策に万全を期すようお願いしております。工期は許可日から令和6年3月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上3件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地基準、一般基準いずれも許可基準を満たしており、申請は妥当であるとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま28番から30番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第5号議案、第6号議案及び第7号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 　　第5号、第6号及び第7号議案は関連ですので、併せて説明をします。

まず、第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（5号）について説明します。

初めに、所有権移転です。15ページの表をご覧ください。明細は、16ページの1番から17ページ5番までの合計5件で、公社からの売渡しと買入れです。面積は、5件合わせまして、田6,087㎡、畑4,367㎡の合計1万4,544㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっています。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細は、17ページの6番から20ページの15番までの合計10件です。契約期間別では、6年未満が7件、10年以上が3件で、面積は、10件合わせまして、田1万4,560㎡、畑1万9,966㎡の合計3万4,526㎡となっております。なお、権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は、水稻、果樹、露地野菜、施設野菜その他です。

次に、再設定分です。明細、21ページの16番から25ページの

20番まで合計5件です。契約期間別では、6年未満が2件、10年以上が3件で、面積は、5件合わせまして、田2万3,634㎡、畑1万538㎡の合計3万4,172㎡です。なお、権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は、水稲、露地野菜、施設野菜、大豆です。

続いて、第6号議案です。26ページの表をご覧ください。

こちらは、農地中間管理機構との賃借の新規設定になります。明細は、27ページの1番から50ページの77番まで、契約期間別では、6年未満が47件、10年以上が30件で、面積は、77件合わせて、田19万4,117㎡、畑6万4,765㎡の合計25万8,882㎡です。なお、権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は、水稲、畑作物、果樹を予定されています。このうち全てが一括方式となっております。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の各要件を満たしていることが確認されております。

第5号及び第6号議案の説明については以上です。

最後に、第7号議案、農用地利用集積等促進計画（配分）について説明します。

明細については、議案書51ページ1番から71ページ9番までの9件です。なお、この農用地利用集積等促進計画（配分）については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くものとなっております。あわせてご確認をお願いいたします。

以上です。

議 長

ただいま事務局から内容の説明がございましたとおり、第5号議案、及び第6号議案につきましては、各地区委員会での詳細にわたり確認が行われており、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の各要件を満たしております。また、第7号議案の農用地利用集積等促進計画（配分）についても、第5号及び6号議案と併せて各地区委員会での確認が行われており、この計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くものとなっております。以上の件について何かご意見ございませんか。

一 同

異議なし。

議長 異議なしということで、計画案どおり承認することに決定します。  
続きまして、第8号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願1件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の耕作状況など調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。  
それでは、1番、お願いします。

## 21番 堀恭子委員

21番委員、堀でございます。

1番について、地区委員会での協議状況についてご報告いたします。

1番は、相続税の納税猶予継続のための引き続き農業経営を行っている旨の証明願です。対象農地につきましては、地元の農業委員と及び推進委員による現地調査の結果、ユリの作付が確認されており、引き続き適正に耕作が行われていることが地区委員会で報告されております。

以上1件、先日の地区委員会におきまして、地元委員の報告に基づき検討した結果、証明書の交付について何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくご報告いたします。

議長 ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定します。  
次に、次第5の報告事項です。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。1番から8番までの合計4件となっております。件数のみ報告いたします。  
以上です。

議長 次に、次第6のその他です。まず基本構想の見直しについてですが、市役所の農業支援課から説明にお見えになっております。よろしくご報告いたします。

市農業支援課 熊本市の農業支援課の米村と申します。よろしくご報告いたします。



今日は、お時間をつくっていただき、10分ほど、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想について、今回改正をしますので、その点について説明させていただきます。着座にて説明をさせていただきます。

皆様の手元にある資料の1枚紙をご覧ください。すみません、字が小さいところはご了承ください。

まず、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想というのが、どういうものかといいますと、言うなれば認定農業者の認定の基準だったり、認定新規就農者の基準だったり、農業委員会でいうと農用地の利用集積、あの80%集積という目標立っていますよね。あの目標書いているものだったり、あとは、中間管理機構関連の話だったり、そういったものの基本的な方向を定めているルールと思ってください。

これが今回、本来なら5年に1回の更新で、3年前に1回更新しているのですが、今回、更新のタイミングではないのですが、皆さんご存じのとおり、実質的な人・農地プランというのが、今回地域計画というものに変わりました。それに伴って、市の基本構想の大本である、国の農業経営基盤強化促進法という法律が改正されました。それに伴って、国・県・市と青、オレンジ、白となっていますけれども、国のほうのルールが変わったので、それに合わせて県と市も合わせて、改正をしますよという内容になっております。

ちなみに、国の方がこの前の4月1日に改正されまして、それに伴って、県の方が6月1日、市の方が今9月〇日となっていますけれども、今のところ予定としては、9月の末日を目途に改正できればと考えております。本来なら、どういうルールになっているかというのを、皆さんのお手持ち用としてお配りしようかと思ったのですが、50ページぐらいになりますので、もう1枚紙にまとめましたので、こちらのほうで説明をいたします。

主な変更点、特に農業委員会に関わるところを重点的に説明していきたいと思うんですけども、まず、1つ目の変更としては、地域就農者の状況、3年前に更新したときには、令和2年度72人いますとなっているのですが、今の最新のデータ、数字に書き換えているところだと減っています。51名ということになっております。だんだん減少傾向にありますということが、皆さんも地元で実感されていることかと思っておりますけれども、減っていますというところが変わっております。

2つ目が、今、月2の相談会とか皆さんにも協力いただいて、出ているかと思いますが、そこで、新規就農者を認定するとい

うところが、数々話に出ているかと思います。そのときに、私どものほうは250万円ぐらいの所得目標を立てないと生活できないですよと、新規就農者に説明するのですが、それについても、今まで、ルール上という中の250万円程度というルールになっていたんですけども、実際に、熊本市内の一般のサラリーマンの方の所得がどのくらいあるかなというのは、過去3か年くらい調べたところ、200件ですと286万円あります。これに大体、程度9割ぐらいをつけると、250万円程度ではなくて、やはり250万円以上は農業でも稼いでもらわないと、生活ができないですという内容になっています。

実際、データの方では200万円と言わず、300万円とか、それ以上稼ぐ目標立てている方も多いのですが、農業で新規就農される方、5年後にその農業経営で飯を食っていくためには、どのくらい農業所得が必要かというところで考えて、250万円以上と、今回設定しております。あくまで、5年後の計画にはなるのですが、ちょっとニュアンスの変更です。「程度」が「以上」となっているところです。

3つ目からが、ちょっと関わってくるようになってきます。農業を担う者の確保及び育成に関する事項という項目を、1つ新しく付け加えました。これが何かといいますと、平たく言うと、熊本市は新規就農者や農業の担い手を確保するために、どういう活動をするんですよというのを書いたところです。

項目の中に4つありまして、1つ目はもう、基本的な熊本市としては、頑張りますというのを書いているところなので、飛ばしますけれども、2つ目が、熊本市が主体的に行うこととしては、皆さんに、今、協力いただいている月2回の相談会、これをここにも明言しております。月2回相談会を実施するというのを明言していることが1つ。

あと3つ目が、かなり関わってくるところです。関係機関との連携、役割分担の考え方についても明記しております。今、相談会とか出ているんですけども、農業委員会としては、すみません、ちょっとここに本文が載せられればよかったんですけども、長くなりますので要約しますと、農業委員会としては、農地のあっせんや、農地の貸し借りの手続についてが、農業委員会で行いますという内容、基本構想の中に謳い込んでおります。

4つ目が、新規就農者のマッチング及び農業を担う者を確保、育成に関する情報収集、相互協力ということで、言うなればお互いに新規就農者の情報があれば、相談会に限らず、情報を共有していきましょうという方針を定めているところです。実際にはこれも、事務局の方からは、こういう新規就農者の相談が来たがどうするかと、どうした

らよいだろうかとか、こっち側からも農地ないだろうかとか、いろいろ話が出ているところなので、実際に今、活動できているものと、私としては思っているところです。

続いて、丸の4つ目です。ここがちょっと、一番関わってくるころかと思います。第6というところで、農業経営基盤強化の促進に関する事項ということで、ここに何が書いてあるかという、利用権設定の話であったり、人・農地プランの手続だったり、今で言うと地域計画に今回変わりましたので、地域計画の手続について謳っているところです。

今までが、ごめんなさい、これも新旧対照表ぐらいつくればよかったのですが、利用権設定の手続についてずっと謳って、ページにすると4ページ分ぐらい、謳ってあったところなんですけれども、ご存じのとおり、利用権設定が、今地域計画をつくって、中間管理機構の方を通してから、貸し借り契約をどんどん推進していきましようという方向にシフトしております。なので、利用権設定には、令和7年3月までは今の手続、ずっと続くのですが、徐々に今移行期間ということで、中間管理機構通しての利用権設定を推進していくという文言に変わっております。

その上で、ちょっとここに文言、利用権設定等に関する事項、削除と書いたんですけども、ごめんなさい削除ではないですね。今後、縮小しましたということになります。令和7年3月までは現状の利用権設定も活用と、実行していくんですよという文言、謳い込んでおります。

以上が、主な変更点になっております。今後のスケジュールについてですけれども、今回、総会お招きいただいて、ご説明したところですが、これを基に、皆さんのご意見を8月いっぱい、お伺いできればと。多分この場で、今聞いて何のこっちゃんと思われている方が多いと思いますので、利用権設定についてとか、これについてもうちよい分からないので詳しく教えてくれとか、いろいろ話が出るかと思しますので、8月いっぱいの中に、いろいろご意見をいただければと思っていますところでございます。

3番目、スケジュールです。一応7月に、③のところ。市町村の関係機関意見聴取となっていますけれども、実際これ、8月に食い込んできておりますけれども、8月いっぱい以上の変更を、素案は、つくっていきたいと思っていますところです。

すみません。ちょっと早足になりましたけれども、要点を言いますと、人・農地プランについてが、地域計画になりますというところと、

利用権設定にしていたのは、中間管理機構経由のほうが主体になっていきますということが、今回変更点として挙げられているというところになります。

早足でしたが、説明は、あらかた以上になります。

皆さんからご質問等ございましたら、よろしくお願いたします。また、多分、今早過ぎて何のこっちゃ分からない方が多いかと思しますので、持ち帰ってゆっくり読んでいただいて、後日でも大丈夫です。農業支援課にいますので、問合せいただければと思いますので、よろしくお願いたします。

以上です。

議長            利用権設定ですけれども、7年3月までって、4月からもう完全に100%……

市農業支援課    中間管理機構を通してという形に移行していくと聞いています。今のところあくまで、令和7年計画ではあるんでしょうけれども、シフトして今移行期間というところになりますかね。  
ほかにございませんか。どうぞ。

事務局            すみません。何かご意見があったり、ご確認されたいことがあれば、農業委員会事務局の方でも、通して農業支援課に確認することができますので、何かありましたら、農業委員会事務局の方に話していただければと思います。よろしくお願いたします。

市農業支援課    よろしくお願いたします。ありがとうございました。

事務局            すみません。今の件につきまして、個別に意見聴取というのが、ちょっとできませんが、先ほど、うちの副事務局長からありましたとおり、何かございましたら、質問等ちょっと事務局の方で設定します。一応期限がございますものですから、こちら8月28日までに、支援課さんのほうには回答しなければなりませんので、できれば、その18日金曜日か21日月曜日までに、ちょっとそういうご意見とか、ご質問等があれば言っていただければ、こちらの方で回答なり、何なりさせていただきたいと思しますので、21日を締切りとさせていただきます。何かあれば、事務局の振興班のほうに、私のほうに、お問合せ等いただければと思います。

以上です。

議 長

大変ありがとうございました。

次に、半導体関連の協定締結候補者の決定について、こちらは事務局から説明お願いいたします。

事務局

別紙で令和5年8月7日という右上に書いてあります、「半導体関連産業の集積に向けて産業用地整備に係る…」という資料になります。要は、新聞等々ではお示ししていた植木インター、北熊本スマートインター、東部地区は2か所と、城南と、一応公表はされていたのですけれども、正式に7月下旬に審査を受けまして、東部地区に2か所と、次のページに絵が描いてありますけれども、北熊本、その3か所に手が挙がったと、業者さんのほうから。

それを踏まえて、昨日市長が、記者会見でこの3か所に対して、熊本市も一緒に頑張っていきたいということ、正式に決定したと。一応ここに書いてありますとおり、まず熊本空港線沿いには、林倉庫、443号線のほうには、株式会社ジョイントと、北熊本スマートインターのところには福岡地所というところが代表で入られて、熊本市も一緒にやっていくと。

2番の今後のスケジュールですけれども、令和5年度、8月には、説明会までしてしまいます。そして、9月に計画を策定するとか、農振農用地ですから、農用地の除外の手続とか、地区計画の策定など、手続を業者さんが行っていくと。そして、農業委員会に関係することですけれども、令和6年度には、農地転用というような農業委員会の方に付議ということで、計画はしていくと。あくまでこれは最短ですから、どこに何があるか分かりませんので、最短で令和6年度、来年度に農業委員会に、転用の許可が付議されると思っております。

次のページは、皆さんご存じのとおり熊本市の地図で、赤で囲んで、左上のほうは福岡地所と林倉庫、ジョイントこの3つは、この3か所について、半導体関連の事業をしていくということになります。ですから、農業委員さんのほうには令和6年度に何度も言いますけれども、転用の方の付議をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

私からは以上です。

議 長

ただいま事務局より説明がありましたが、委員の皆様から何かありませんでしょうか。

一 同 (発言する者なし)

議長 ではないようですので、それでは、以上をもちまして全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件について、その事項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 ありがとうございました。それでは、これにて総会を閉会いたします。

閉 会 午後4時20分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和5年8月8日

議 長 福原 幸一

署名委員 田上 正富

署名委員 東 哲治

書 記 古閑 慎吾